

京都市告示第443号

道路法第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和3年11月30日

京都市長 門川大作

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
上賀茂経124号線	北区上賀茂葵之森町10番地の4地先から同町96番地地先まで	告示の日
上賀茂経169号線	北区上賀茂中ノ河原町12番地の1地先から同区上賀茂大柳町94番地地先まで	同上
上賀茂緯53号線	北区上賀茂中ノ河原町116番地地先から同町13番地の2地先まで	同上
山科東野緯13の1号線	山科区東野竹田37番地地先から同町28番地の3地先まで	同上
山科御陵経27号線	山科区御陵岡町9番地の1地先から同町14番地の2地先まで	同上
崇仁経21号線	下京区上之町13番地の12地先から同町14番地の49地先まで	同上
桂緯73号線	西京区桂市ノ前町8番地の1地先内	同上
深草緯54号線	伏見区深草坊町10番地の11地先から同町79番地地先まで	同上
淀59号線	伏見区淀美豆町1228番地の2地先から同町1231番地地先まで	同上

(建設局土木管理部道路明示課)